



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 公安委員会規則

*7 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の規定による診断を行う医師の指定
に関する規則の一部を改正する規則 1

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第7号

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の規定による診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年4月1日

和歌山県公安委員会委員長 竹山早穂

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の規定による診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の規定による診断を行う医師の指定に関する規則(平成21年和歌山県公安委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前													
<p>(医師の指定)</p> <p>第2条 法第4条の3第2項の規定による診断を行う医師の指定は、介護保険法(平成9年法律第123号)第5条の2第1項に規定する認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師のうちから行うものとする。</p> <p>2 法第12条の3の規定による診断を行う医師の指定は、次の表の左欄に掲げる診断の対象者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから行うものとする。</p>		<p>(医師の指定)</p> <p>第2条 法第4条の3第2項の規定による診断を行う医師の指定は、介護保険法(平成9年法律第123号)第5条の2に規定する認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師のうちから行うものとする。</p> <p>2 法第12条の3の規定による診断を行う医師の指定は、次の表の左欄に掲げる診断の対象者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから行うものとする。</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>診断の対象者</th> <th>医師</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第5条第1項第3号の政令で定める病気(銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号。以下「施行令」という。)第11条第3号に定める病気を除く。)にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>施行令第11条第3号に定める病気にかかっている者</td> <td>施行令第11条第3号に定める病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師</td> </tr> </tbody> </table>	診断の対象者	医師	法第5条第1項第3号の政令で定める病気(銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号。以下「施行令」という。)第11条第3号に定める病気を除く。)にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者	略	施行令第11条第3号に定める病気にかかっている者	施行令第11条第3号に定める病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師		<table border="1"> <thead> <tr> <th>診断の対象者</th> <th>医師</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第5条第1項第3号の政令で定める病気(銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号。以下「施行令」という。)第8条第3号に定める病気を除く。)にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>施行令第8条第3号に定める病気にかかっている者</td> <td>施行令第8条第3号に定める病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師</td> </tr> </tbody> </table>	診断の対象者	医師	法第5条第1項第3号の政令で定める病気(銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号。以下「施行令」という。)第8条第3号に定める病気を除く。)にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者	略	施行令第8条第3号に定める病気にかかっている者	施行令第8条第3号に定める病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師	
診断の対象者	医師														
法第5条第1項第3号の政令で定める病気(銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号。以下「施行令」という。)第11条第3号に定める病気を除く。)にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者	略														
施行令第11条第3号に定める病気にかかっている者	施行令第11条第3号に定める病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師														
診断の対象者	医師														
法第5条第1項第3号の政令で定める病気(銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号。以下「施行令」という。)第8条第3号に定める病気を除く。)にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者	略														
施行令第8条第3号に定める病気にかかっている者	施行令第8条第3号に定める病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師														

介護保険法第5条の2
第1項に規定する認知
症である者

介護保険法第5条の
2第1項に規定する
認知症の診断につい
て特に専門的な知識
及び技能を有すると
認められる医師

3 略

介護保険法第5条の2
に規定する認知症であ
る者

介護保険法第5条の
2に規定する認知症
の診断について特に
専門的な知識及び技
能を有すると認めら
れる医師

3 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。